

豊中市予防接種実費徴収に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により市長が行う定期の予防接種のうち、法第2条第2項各号に掲げるA類疾病に係るもの（以下「A類予防接種」という。）を接種した対象者またはその保護者に対する実費の徴収について、法、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）及び定期接種実施要領（「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」）の規定に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(市内接種等)

第2条 市長は、市内の医療機関（A類予防接種の実施について市長から委託を受けたものに限る。）でA類予防接種を受けた者またはその保護者から実費を徴収しない。なお、豊中市が「北摂地域における定期予防接種の実施に関する覚書」を締結している市町に居住する者の接種費用の取扱いは当該覚書のとおりとする。

(市外接種)

第3条 A類予防接種を市外で受けようとする者は、事前に、市外予防接種実施依頼申込書を市長に提出するものとする。ただし、市長が不要と認める場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、医療機関または医療機関が所在する市町村長に対する予防接種市外実施依頼書を当該申込者に交付する。

3 前項の依頼書は、発行日から6ヶ月に限り有効とする。

4 第2項の依頼書により、市外の医療機関でA類予防接種を受けた者が、当該接種に係る実費を支払ったときは、市長は、その者が支払った実費と別表に規定する予防接種限度額のうち少ないほうの額を限度として、その者に対し補助金を交付することができる。

5 前項の補助金の交付を受けようとする者は、市外予防接種費用補助金申込書を市長に提出するものとする。

6 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該申込者に対し補助金を交付することができる。

7 本条の規定に関わらず、第2条の覚書を締結している市町でA類予防接種を受ける場合の取扱いは、当該覚書のとおりとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月17日から実施する。

2 豊中市予防接種事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（予防接種限度額）

予防接種		限度額
ロタウイルス		14,058円
B型肝炎		6,188円
ヒブ		8,329円
小児用肺炎球菌		11,308円
三種混合（DPT）		5,049円
四種混合（DPT－IPV）		10,648円
五種混合（DPT－IPV－Hib）		19,525円
不活化ポリオ単独		9,394円
BCG		11,638円
麻しん風しん混合（MR）第1期・第2期		11,176円
麻しん単独 第1期・第2期		7,579円
風しん単独 第1期・第2期		7,590円
水痘		9,438円
日本脳炎		7,315円
二種混合（DT）		5,104円
HPV	2価・4価	16,269円
	9価	28,919円